

議案第 3 号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令案

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p><u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>……職……級</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p style="text-align: center;">(ア)</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p><u>（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>……職……級</p>
<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u></p> <p>任期付研究員の採用等</p>	<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p><u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u></p> <p>任期付研究員の採用等</p>

<p>に決定する</p> <p>.....号給を給する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>(イ)</p> <p>.....を命ずる</p> <p>任期は...年...月...日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は.....とする</p>	<p>に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以</p>	<p>に決定する</p> <p>.....号給を給する</p> <p>.....勤務を命ずる</p> <p>(イ)</p> <p>.....を命ずる</p> <p>任期は...年...月...日までとする</p> <p>1週間の勤務時間は.....とする</p>	<p>に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p> <p>所属課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職員（以</p>
---	--	---	--

<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する （<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による</u>）</p> <p>15～23 略</p> <p>24 自己啓発等休業取消（地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合） 自己啓発等休業の承認を取り消す</p> <p>25～47 略</p> <p>48 派遣（地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p>	<p>下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>	<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員的意思によって退職させる場合） 辞職を承認する （<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による</u>）</p> <p>15～23 略</p> <p>24 自己啓発等休業取消（地方公務員法第26条の5第5項の規定より自己啓発等休業の承認を取り消す場合） 自己啓発等休業の承認を取り消す</p> <p>25～47 略</p> <p>48 派遣（地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）</p>	<p>下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p>
---	---	--	--

<p>地方自治法第252条の17の規定（地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）</p> <p>（ア） により……へ…年…月…日まで派遣する派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>（イ） 100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>49 派遣期間更新（派遣の期間を更新する場合） 派遣の期間を…年…月…日まで更新する更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>（ア） れ100分の……を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～58 略 第2～第4 略</p>	<p>（ア）派遣先とする。</p> <p>海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（イ）支給する割合とする。</p> <p>海外派遣条例又は<u>公益的法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（ア）支給する割合とする。</p>	<p>地方自治法第252条の17の規定（地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）</p> <p>（ア） により……へ…年…月…日まで派遣する派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>（イ） 100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>49 派遣期間更新（派遣の期間を更新する場合） 派遣の期間を…年…月…日まで更新する更新に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ</p> <p>（ア） れ100分の……を支給する（更新に係る期間中、給与は支給しない）</p> <p>50～58 略 第2～第4 略</p>	<p>（ア）派遣先とする。</p> <p>海外派遣条例又は<u>公益法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（イ）支給する割合とする。</p> <p>海外派遣条例又は<u>公益法人等派遣条例</u>の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>（ア）支給する割合とする。</p>
--	---	--	---

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。